

第2章 防災知識の普及計画

1 計画の概要

震災対策編第2編第3章「1 計画の概要」に同じ。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

震災対策編第2編第3章「2 防災関係機関職員に対する防災教育」に同じ。

3 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な風水害等が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

なお、町、国及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 災害への備えについての啓発事項

- (ア) 住宅の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (オ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (カ) ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施
- (キ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ク) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

② 危険区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

③ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、避難勧告等発令時にとるべき行動
- (イ) 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (ウ) 応急救護の方法
- (エ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等の活用）
- (オ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (カ) ライフライン途絶時の対策
- (キ) 男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、県防災学習館の

利用、ホームページの活用のほか、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するように努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 災害への備えについての啓発事項

- (ア) 事業所等の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (エ) 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え
- (オ) 本町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (カ) 地域住民との協力体制の構築

② 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

③ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (イ) 応急救護の方法
- (ウ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (エ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (オ) ライフライン途絶時の対策
- (カ) 男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、県防災学習館の利用、ホームページの活用などのほか、事業所等に対する防災セミナーの開催や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校等（保育園、幼稚園、小中学校）教育における防災教育

震災対策編第2編第3章「5 学校教育における防災教育」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に、「地震災害」を「災害」に読み替える。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第2編第3章「6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に同じ。